四條畷市立学校給食センター元所長による 学校給食費にかかる不適切な事務処理について

四條畷市教育委員会 令和3年5月

四條畷市立学校給食センター元所長による 学校給食費にかかる不適切な事務処理について

【1、概要】

学校給食センター所長であった元市職員(以下、元所長)が、食材納入業者等への振込み処理の過程において、学校給食会(私会計**)の口座から元所長が開設していた口座に入金していることが発覚したため、警察に被害の相談及び捜査に協力し、刑事告発を行いましたところ、警察が元所長を逮捕しました。

- ※ 私会計とは、地方公共団体の会計に組み入れていない会計をいいます。
- ※ 私会計を採用している団体数(割合)は、1,686 団体中、1,248 団体(約74%)です。 (令和元年12月1日現在 文部科学省調査より 無償化を実施している団体を除く)

【2、学校給食会として把握している被害件数と被害額】

令和元年7月16日の振込依頼書において、振込依頼合計件数と合計金額が、個別の小計を合算したものと一致しなかったことから、金融機関への照会やその他に一致しない振込依頼書等の内部調査を行ったところ、学校給食会で把握した<u>疑わしい振込件数及び金額は、3件、332万5,391円(令和元年度分)</u>でした。

【3、元所長】

元所長は、昭和54年4月に採用され、平成29年3月末日までの<u>38年間の勤務を経て、定年退職</u>し、平成29年4月から令和2年3月までの<u>3年間を再任用職員</u>として勤務しました。勤続年数は、あわせて41年です。

不適正な事務処理を行った元所長については、令和元年度において、再任用として課長級職にあった男性で、当時63歳です。

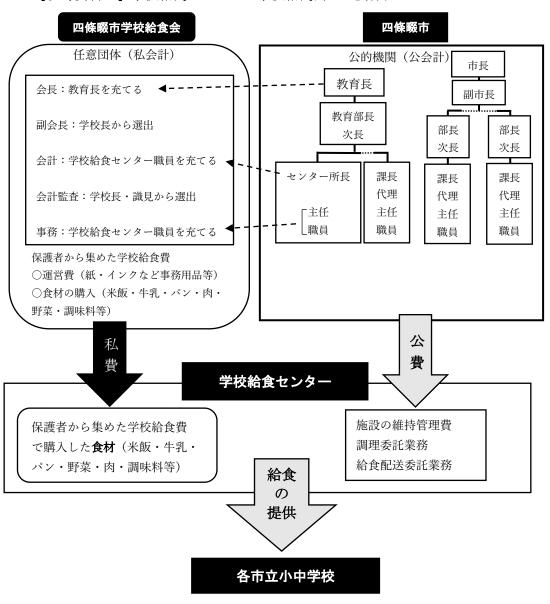
課長級にあった期間:平成26年度~令和元年度(6年間) 課長代理級にあった期間:平成23年度~平成25年度(3年間)

【4、事態の発見に至った経緯】

令和2年4月1日付の異動で着任した当時の学校給食センター所長と所員が、 令和元年度の決算書類の精査を行っていたときです。

令和2年9月8日の夜に、当時の教育部長、教育部次長あて学校給食センター所長からのメール報告を確認し、直ちに教育長との情報共有を行いました。

【参考資料1】学校給食センターと学校給食会との関係性



同年9月9日の朝に資料を含め、当時の学校給食センター所長から詳細な報告を受け、同日の午後に、市長、副市長と情報共有し、同日夕方、顧問弁護士を訪問、相談のうえ、今和2年9月10日に所轄の警察署に被害相談をしました。その後、警察の捜査に協力をしたうえ、今和3年1月25日に刑事告発を行い、引き続き全容解明に向け、警察による捜査に委ね、協力を行っております。

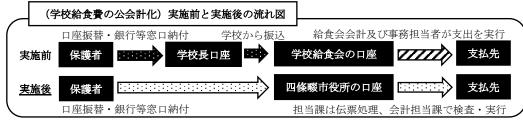
【5、本事案が発生した原因】

学校給食会会計事務において、伝票処理者と振込実行者が同一人であったこと、 振込前の決裁を行っていましたが、振込後の内容確認、通帳のチェックなどの照合 を行う業務プロセスに不備があったことに原因があります。

【6、再発防止策】

直ちに行う再発防止策として、会計事務の複数人による相互確認や業務プロセスが共有できる組織体制を構築しました。

なお、令和4年度には、学校給食費を保護者のみなさまから直接市の会計に入金 する公会計化を実施します。

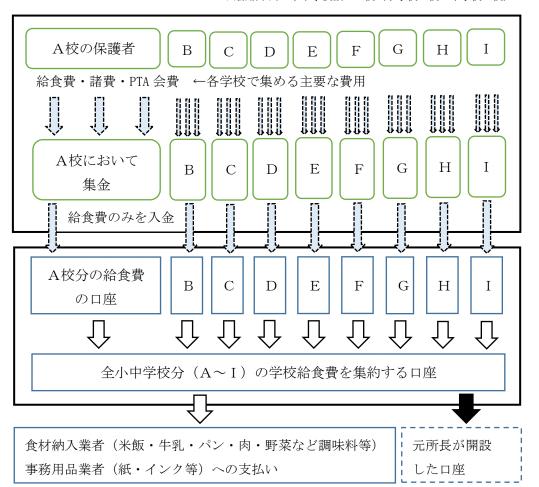


【7、今後の対応】

民事訴訟を提起し、当該元所長に対しての不明金の返還を求めるなど対応を行ってまいります。

【参考資料2】学校給食費の徴収から各種支払いまでの流れ図

四條畷市内の小中学校数:9校(小学校6校・中学校3校)



, 小中学校でのお金の流れ

学校給食会でのお金の流れ

学校給食会でのお金の流れ【不適正な入金】

業務工程 扱う書類 説明

決裁

支出命令書 の作成

支出 命令書 命令書 請求書 請求書

支出 支出 命令書 請求書 請求書

命令書

支出 命令書 請求書

(9)

請求書

支出

命令書

○各事業者からの請求書に基づき、支出命令書を起案し、決裁。

○振込を行うために、総合振込依頼書(複写式で2枚目は振込受付

●この際、総合振込依頼書の中に、支払命令書にない不適切な振込

※記入を失敗した場合用に、総合振込依頼書は2部もらっている。

起案者: 主任

決裁者:所長(元職員)

書)と出金書を作成。

先と振込額を記載。

2 3

総合振込 依頼書 の作成

出金書 の作成

振込受付書(複写)

支出

総合振込依頼書

- ①振込先 振込額 ②振込先 振込額
- ③振込先 振込額 3件 小計額

振込受付書(複写)

総合振込依頼書

(4)

- 4 振込先 振込額 ⑤振込先 振込額 ⑥振込先 振込額
- ⑪不適切な振込先 振込額

4件 小計額

出金書

振込受付書(複写)

総合振込依頼書

- ⑦振込先 振込額 ⑧振込先 振込額
- ⑨振込先 振込額
- ⑩振込先 振込額 4件 小計額

11件 振込み合計額

作成者:所長(元職員)

○出金書に学校給食会会長(教育長)の角印を押印。

※この角印を、所長(元職員)が保管。

作成者:所長(元職員)

振込

保管

振込み合計額

四條畷市学校給食会

会長 ●● ●●

振込受付書(複写)

4 振込先 振込額 ⑤振込先 振込額

(ED)

- ⑥振込先 振込額
- ①不適切な振込先 振込額。 出納済

4件 小計額



- ⑦振込先 振込額 ⑧振込先 振込額
- ⑨振込先 振込額
- ⑩振込先 振込額 4件 小計額
- 11件 振込み合計額



○出金票・総合振込依頼書・诵帳・給食会角印を持って、金融機関で 振込手続きを実行。

○受付後、出納済の押印がされた振込受付書を受領。

振込実行者:所長(元職員)

4

5

金融機関窓口で 振込み後、 振込受付書を受領

振込受付書を

簿冊へ保管

振込受付書(複写) ①振込先 振込額

- ②振込先 振込額
- ③振込先 振込額

3件 小計額



振込受付書(複写)

- ①振込先 振込額
- ②振込先 振込額 ③振込先 振込額
 - 3件 小計額



振込受付書(複写)

4)振込先 振込額 ⑤振込先 振込額

⑥振込先 振込額

3件 小計額

振込受付書(複写)

- ⑦振込先 振込額 ⑧振込先 振込額
- ⑨振込先 振込額
- ⑩振込先 振込額 4件 小計額
- 11件 振込み合計額



- ○振込受付書を学校給食会の簿冊に保管。
- ●この際、不適切な振込先を記載した振込受付書は綴らず、書き損じ の際の予備も含め2部もらっていた総合振込依頼書を用い、不適切な 振込先の記載がない振込受付書(左図中央)を作成し、簿冊に保管。

※別途作成した振込受付書には、押されているべき金融機関の「出納 済」の印が無い

保管者:所長(元職員)